平成２８年（フ）第９９号
茨城県日立市東金沢町１丁目３番５号
債務者　高村　昌伸
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２８年（フ）第５８２号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目18番６号
債務者　三島　治郎
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第５８４号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目27番地の２　スバルハイツ102
債務者　中山　千里
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目22番68号、前住所兵庫県尼崎市次屋１丁目29番８号シャイニーキューブ202
債務者　松村　善生
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第５８２号
広島市安佐南区大町東３丁目６番18―４号
債務者　平田　邦江
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４２号
福岡県柳川市三橋町今古賀221番地25の１　エルメゾン柳川102号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字手鎌402番地１
債務者　清田　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第５４号
福岡県大川市大字一木1171番地２リボンコート101号
債務者　古賀美佐子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第５６号
福岡県柳川市佃町286番地　市営住宅佃団地423号
債務者　友清恵里子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第２２６号
長崎県長崎市曙町27番14号
債務者　楠本ミチ子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第３５１号
大分市大在北３丁目10番26号（フラワーレジデンス101）
債務者　釘宮　照代
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第７９９６号
東京都国分寺市高木町２丁目３―22
債務者　久住健太郎
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０４８号
東京都武蔵野市西久保２丁目９―11―205
債務者　田丸　和子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０７９号
東京都荒川区東日暮里６丁目４―８―101
債務者　甫里　善洋
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０８２号
東京都豊島区巣鴨３丁目33―６―1002
債務者　菅野　京子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０８９号
東京都豊島区西巣鴨２丁目14―16
債務者　植野　　透
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０９０号
東京都練馬区高松４丁目26―10―308
債務者　藤本　昌奈
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（フ）第８０９４号
東京都世田谷区玉川２丁目26―24―201
債務者　金子　浩子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部